



# 公民館だより

第369号  
令和8年4月1日  
珠洲市立  
宝立公民館  
TEL 84-1500

今年も確定申告が終わりました。昭和生まれの年代は、長い不景気で給与はほとんど上がらず、コロナで生活が苦しくなり、あげくに大地震に見舞われました。

国民負担率は1970年で24.3%、2024年では45.8%でした。江戸時代では五公五民になると、村役人や富農を襲う一揆が増えてきて、現在その状況に近づいてきています。ガソリンは暫定税率がずっと続き、やっと廃止されましたが、ホルムズ海峡封鎖でまた値上がりしてきました。他にも無駄な負担があると思います。高市内閣には、食料品だけでなく他の負担も少なくし、国民負担率を下げ、可処分所得を増やして欲しいと思います。イギリス、カナダは食品に消費税をかけていないし、アメリカでは多くの州で非課税です。103万円の壁では、基礎控除と給与所得控除を足して103万円です。経済学者の高橋洋一が言うには30年前に最低賃金から基礎控除額が決まって、基礎控除は上がっていないが、最低賃金と同じ様に上がると給与所得控除と足して178万円になるはずだと。外国の基礎控除を比較すると、日本48万円、アメリカ61万円、イギリス214万円、ドイツ143万円、フランス160万円。若干制度は違うが、ほぼ同じ。

(国民負担率=(租税負担+社会保障負担)/国民所得)

館長 佐小田 淳一



## 【宝立まち展望】

### ◆創造的復興に向け

・復旧・復興が懸命に取り組まれています。少しずつ目に見えてきました。

#### ①宝立小中学校の取組

・以前、紹介した宝立小中学校9年生による『ほうりゅうテラス』の模型が披露されました。公民館、本町ステーションで説明会が開催され参加された人たちは内容のすばらしさに感心していました。引き続き4月からは新9年生が学校のリーダーとして活躍してくれることを期待しています。楽しみです。

#### ②金沢大学の取組

・『未来知MITSUKEプロジェクト』計画がいよいよ姿を見せ始めました。建設予定地では現在研究棟3棟を見ることができます。災害時での電力、水の供給など過疎地の課題に挑戦する画期的な研究に期待大です。

#### ③七夕キリコ祭り復興プロジェクトの取組

・見付公園駐車場でキリコ倉庫の建設が始まりました。基礎の地盤で杭が打ち込まれました。一歩ずつ完成に向けて進んでいるようです。完成図は駐車場一角のパース図に描かれています。

#### ④鵜島地区の護岸に係る復旧工事

・護岸担当事業者から「工事に入ります。」と連絡がありました。鵜島地区の皆様には工事についてのご理解、ご協力をお願いします。

#### ⑤復興公営住宅の進捗

・宝立町では、春日野、柏原、鵜飼、南黒丸が建設予定地となっています。春日野地区では工事事業者が決定し、今後建設に向けて進められる予定です。また、柏原地区についても先行し事業が進められているとのこと、他、鵜飼、南黒丸、金峰寺地区についても測量が実施され順調に事業推進がされているようです。宝立町での公営住宅建設は確実に前進しています。

宝立公民館振興協力委員会委員長・区長会長 多田 進郎



## 【第3回 復興!見附「桜まつり2026」】



日時 4月12日(日)10時~13時 場所 見附公園 ※雨天決行

イベント 10時~ 創作舞踊(宝立こまち踊り子会) 詩吟(宝立詩吟クラブ) カラオケ

出店 あわあわもちもち・むろや食堂・メルヘン日進堂  
吉森菓子舗、飯田高校・能登ブランド開発、  
見附花くらぶ、青年団、町民有志、婦人会他

※お願い 見附花くらぶがフリーマーケットをします。

皆さんのお家で不用品がありましたら、公民館までお願いします。

お好み焼き・カニ丼・バームクーヘン・  
塩きんつば・珠洲の実商店・焼き鳥・  
サザエ壺焼・焼きそば・ぜんざい他

### 【宝立書道教室】

#### 「体験会を開催します」

興味のある人は気軽に参加してください

日時 4月23日(木)

13時30分~15時

場所 宝立公民館 図書室

講師 塚田 司郎さん

(石川県美術文化協会会員)

※5月から教室を始める予定です



### 【eスポーツで介護予防】

皆さんと一緒に楽しみましょう

日時 4月30日(木)

13時30分~15時

場所 宝立公民館 講堂



※eスポーツとは、テレビゲームなどを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称で、介護予防や健康維持に効果が期待されています。

🌸 ONE NOTO キャンドルジュンがおこなう月命日イベント 4月1日 14時~ 宝立第1仮設

🌸 しまむらがやってくる 見て手にとって楽しくお買い物 4月2日 13時~ 宝立公民館



### 「鶉飼馬駐在所便り」

#### 自転車の交通違反に青切符!

令和8年4月1日から自転車の運転手(16歳以上)が行った一定の交通違反は反則行為となり、**交通反則切符(いわゆる青切符)**の対象となります。

・携帯電話使用等(保持)

スマートフォン等を手で保持して使用しながら運転してはいけません。反則金額 12,000円

・信号無視 赤色等 反則金 6,000円 点減 反則金 5,000円

・指定場所一時不停止等

止まれの標識があるところでは、一時停止しなければなりません。反則金 5,000円

ブレーキがない自転車を運転してはいけません。反則金 5,000円

・通行区分違反

右側通行はいけません。道路の左側端を通行しなければなりません。反則金 6,000円



飲酒運転は**赤切符(非反則行為)**です!

・酒酔い運転 5年以下の拘禁系又は100万円以下の罰金

・酒気帯び運転 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

